

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

うるま市役所水道部より大切なお知らせ

**指定給水装置工事事業者制度は、5年ごとの更新が必要になります。**

※「水道法の一部を改正する法律」が、2019（令和元）年10月1日に施行されました。

- **指定の有効期間**が、水道法25条の3の2により、従来の無期限から**5年間**となっています。指定給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日より、更新までの有効期間が異なります。（更新の申請をせず有効期間を経過すると、指定の効力は失効します。）

## 1 有効期間及び更新の受付期間

うるま市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020（令和2）年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021（令和3）年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日までの5年間

## 2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- (1) **指定給水装置工事事業者指定申請書**（様式第一号）
- (2) **誓約書**（様式第二号：欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) **給水装置工事主任技術者選任・解任届**（様式第三号：免状及び技術者証の写し）
- (4) **機械器具調書**（写真添付）
- (5) **定款の写し**（法人）
- (6) **履歴事項全部証明書**（法人）
- (7) **住民票抄本**（個人）
- (8) **事業所位置図・写真・その他**（[メールアドレス](#)、[☎](#)、FAX）

うるま市が確認する項目（給水装置工事の指定制度等の適正な運用について）

### 【確認する内容】

- (9) **給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）**  
業務内容（休業日・営業日等（営業時間）、漏水修繕、対応工事等について）
- (10) **給水装置工事主任技術者の研修受講実績（過去5年以内）**
- (11) **適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況**

## 3 更新にかかる事務手続き手数料（うるま市水道給水条例第27条による）

13,000円

更新制度に関するお問い合わせ先

うるま市水道部 営業課給水係 ☎ 098-975-0306

※ 操業のない事業所につきましては、別紙「給水装置工事の事業の廃止届」（第35条関係）の提出と「指定給水装置工事事業者証」の返納をお願いします。